

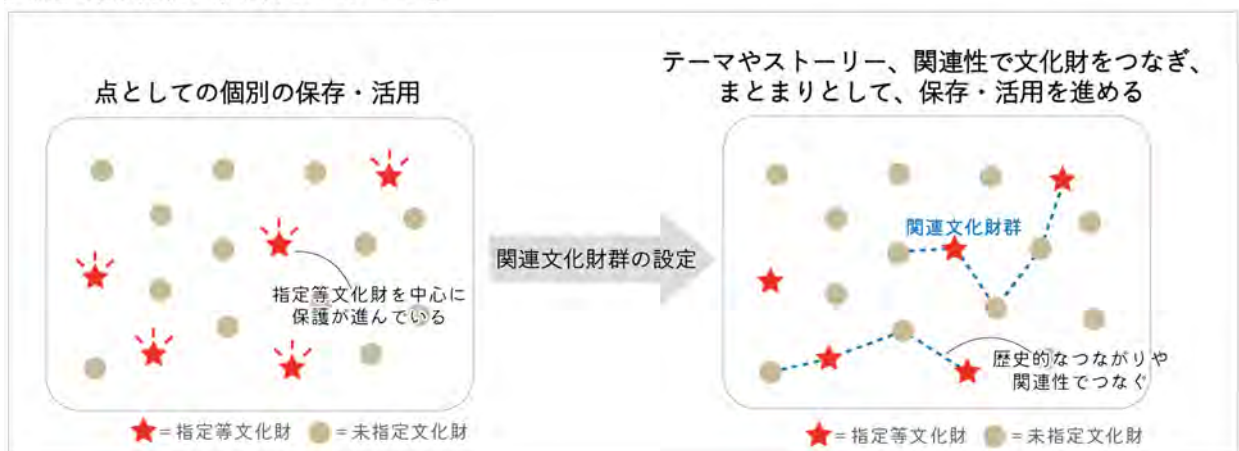
第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の考え方

(1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、指定等文化財、未指定文化財に関わらず、多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化や地理的な関連性によって一定のまとまりとして捉えたものです。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組であり、文化財をまとまりとして扱うことで、松山市の歴史文化、文化財の持つ魅力がより伝わりやすくなり、様々な分野や立場の人が連携することで、文化財の保存・活用を推進していくことができます。

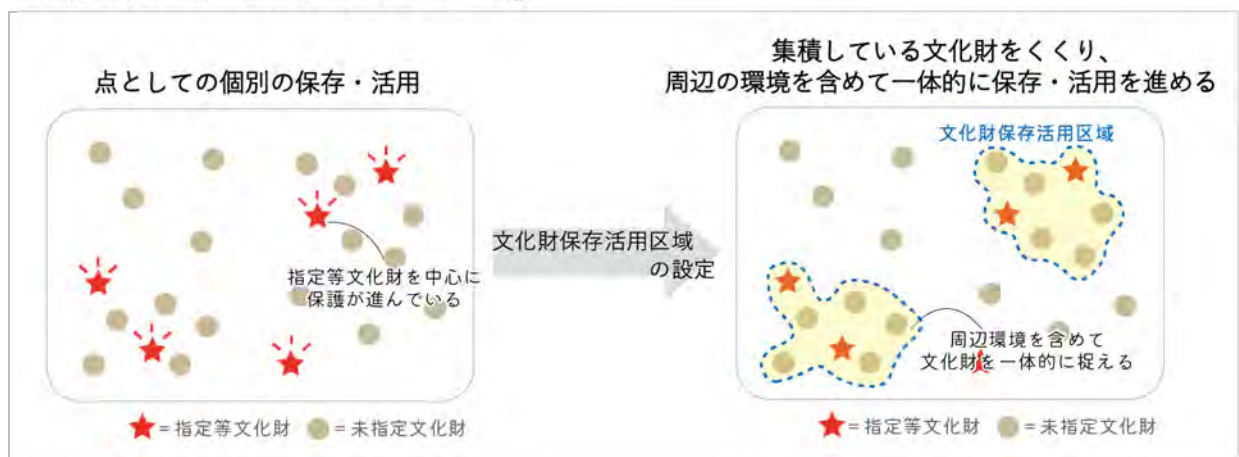
[関連文化財群の考え方のイメージ]



(2) 文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するものです。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待されます。

[文化財保存活用区域の考え方のイメージ]



(3) 松山市における関連文化財群と文化財保存活用区域

松山市に残る歴史文化と文化財同士のつながりをより分かりやすく伝えることで、市民を巻き込みながら文化財の保存・活用に係る措置を推進していくため、「松山市の歴史文化の特性」(第3章)で整理したストーリーをもとに、「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」を設定します。

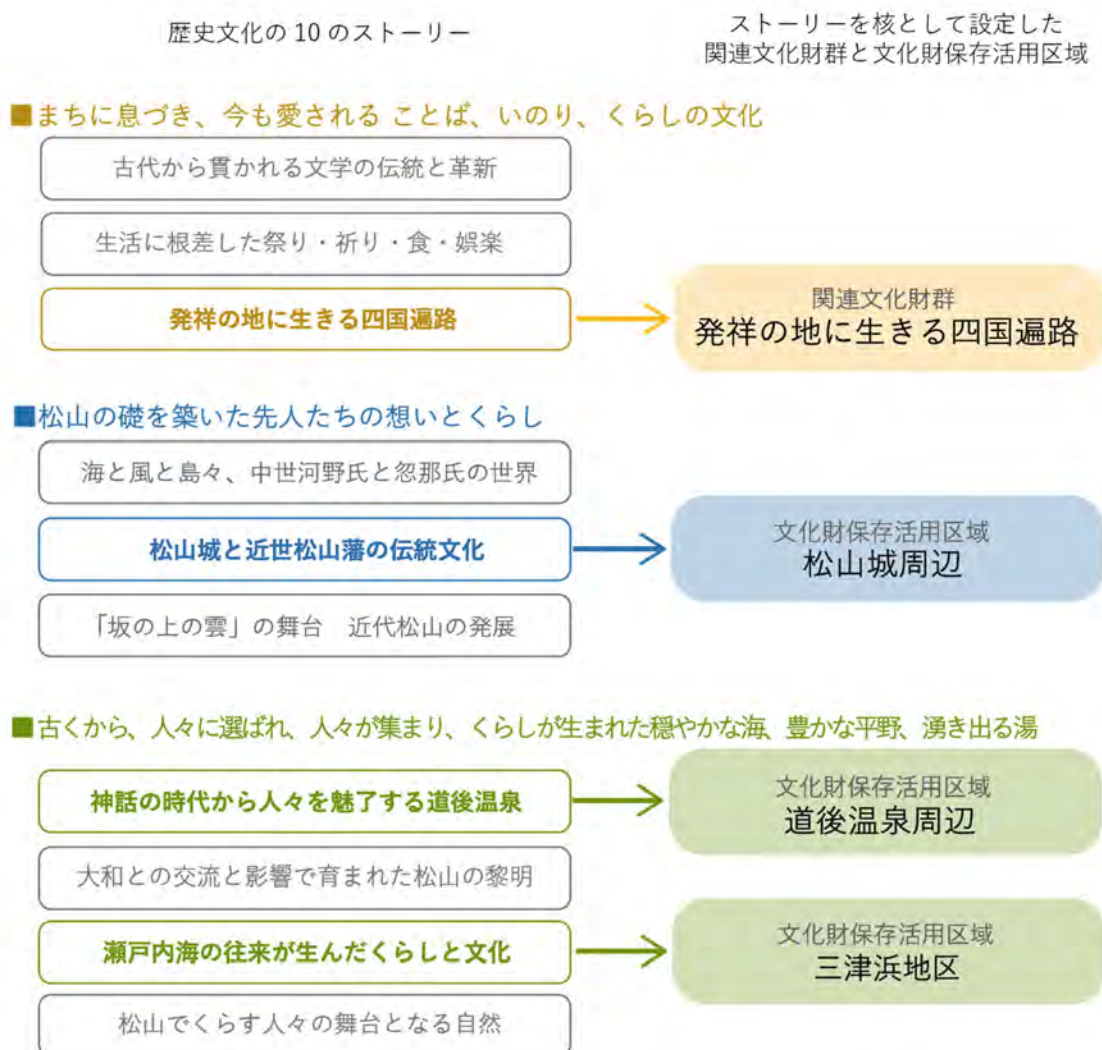
第3章で示した10のストーリーはすべて、松山市の歴史文化の積み重ねを表す重要なものですが、本計画の計画期間である10年間(令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで)では、以下に示すように、4つのストーリーを核として、1つの関連文化財群、3つの文化財保存活用区域を設定し、重点的に取組を推進していきます。設定の基準は下記に示すとおりです。

[設定の基準]

基準1：市民の手による保存・活用の取組が盛んな文化財が含まれること

基準2：本計画の将来像を達成するための措置を効果的に実施するために、既に事業が進んでいる、または関連計画に位置づけが行われており、各種取組を実施するための環境が整っていること

[本計画で設定する関連文化財群と文化財保存活用区域]



2 関連文化財群：発祥の地に生きる四国遍路

(1) 概要

松山市には、四国遍路札所の所在する自治体で最も多い8か寺が所在しています。各札所には数多くの文化財が伝わるだけでなく、お接待のように遍路に関する風習が松山の歴史文化の形成の中で非常に重要な役割を果たし、生活文化にも影響を与えてきました。特に、久谷地区には、文殊院やハツ塚群集古墳、札始大師堂など、遍路の発祥説話である衛門三郎に関する伝承地が多数残されているほか、衛門三郎が生まれ変わった河野息方が左手に握り生まれてきたとされる石が石手寺に残っています。また、平成27(2015)年には「四国遍路 ～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」が日本遺産に認定されており、関連自治体を挙げた保存公開活用が進められているほか、世界遺産登録を見据えた調査や普及啓発が推進されています。

このような四国遍路に関連する文化財を関連文化財群として設定します。

[構成文化財の分布図]



(©OpenStreetMap contributors)

[構成文化財一覧表]

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
1	石手寺二王門	国指定文化財	国宝	建造物
2	太山寺本堂	国指定文化財	国宝	建造物
3	太山寺二王門	国指定文化財	重要文化財	建造物
4	石手寺本堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
5	石手寺三重塔	国指定文化財	重要文化財	建造物
6	石手寺鐘楼	国指定文化財	重要文化財	建造物
7	石手寺五輪塔	国指定文化財	重要文化財	建造物
8	石手寺訶梨帝母天堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
9	石手寺護摩堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
10	浄土寺本堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
11	木造十一面観音立像	国指定文化財	重要文化財	彫刻
12	木造十一面観音立像	国指定文化財	重要文化財	彫刻
13	木造空也上人立像	国指定文化財	重要文化財	彫刻
14	木造金剛力士立像（二王門安置）	国指定文化財	重要文化財	彫刻
15	銅鐘	国指定文化財	重要文化財	工芸品
16	伊予遍路道	国指定文化財	記念物	史跡
17	円明寺八脚門	県指定文化財	有形文化財	建造物
18	円明寺厨子	県指定文化財	有形文化財	建造物
19	絹本着色弘法大師像	県指定文化財	有形文化財	絵画
20	絹本及び毛髪地著色仏涅槃図	県指定文化財	有形文化財	絵画
21	木造不動明王及び二童子立像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
22	木造天人面	県指定文化財	有形文化財	彫刻
23	木造獅子頭	県指定文化財	有形文化財	彫刻
24	木造菩薩面	県指定文化財	有形文化財	彫刻
25	木造阿弥陀三尊像のうち両脇侍立像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
26	木造阿弥陀如来坐像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
27	木造五智如来坐像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
28	木造金剛力士立像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
29	大壇	県指定文化財	有形文化財	工芸品
30	礼盤	県指定文化財	有形文化財	工芸品
31	銅三鈷鈴	県指定文化財	有形文化財	工芸品
32	梵鐘	県指定文化財	有形文化財	工芸品
33	層塔	市指定文化財	有形文化財	建造物
34	宝篋印塔	市指定文化財	有形文化財	建造物
35	不動明王像	市指定文化財	有形文化財	彫刻
36	掛仏	市指定文化財	有形文化財	工芸品
37	鋳鉄燈籠基台	市指定文化財	有形文化財	工芸品
38	石手寺古文書	市指定文化財	有形文化財	古文書
39	石剣	市指定文化財	有形文化財	考古資料
40	石手寺制札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
41	石手寺二王門棟札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
42	石手寺訶梨帝母天堂棟札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
43	太山寺の納札	市指定文化財	民俗文化財	有形民俗文化財
44	円明寺銅板納札	市指定文化財	民俗文化財	有形民俗文化財
45	太山寺算額	市指定文化財	民俗文化財	有形民俗文化財
46	石手寺古墳第1号・第2号	市指定文化財	記念物	史跡
47	ハツ塚群集古墳	市指定文化財	記念物	史跡
48	みかえりの桜	市指定文化財	記念物	天然記念物
49	イブキビャクシン	市指定文化財	記念物	天然記念物

(2) 本関連文化財群の課題

松山の未来を紡ぐために、本関連文化財群を活かして、文化財の保存・活用を推進するためには、構成文化財群の保存・活用を市民、地域、また関係団体と共に推進していくことを目指すことが重要ですが、そのためには、下記の①～③に示す課題を解決する必要があります。

①広域で連携した、四国遍路の継続的な調査に関する現状と課題

● 現状

平成22(2010)年3月から、四国遍路世界遺産登録推進協議会により、世界遺産登録を目指した調査や普及啓発や周辺整備が行われています。愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センターでは、四国遍路の歴史的価値について継続的に研究が進められています。愛媛県では、世界遺産登録に向けて課題となっている資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査が行われています。また、遍路道標などは道路の拡張や建て替えに伴う移動での逸失が危惧されていますが、調査は進んでいません。世界遺産登録に向けては、こうした詳細な調査に基づいた保護措置を講じることが必要ですが、調査は不十分です。

● 課題

- ・世界遺産登録の前提となる各札所や遍路道の適切な保護措置を図るための多様な主体と連携した調査が不足している

②四国遍路の魅力を伝えるための情報発信に関する現状と課題

● 現状

愛媛県では、四国遍路の世界遺産登録に向け、県内札所の詳細調査の成果を活用した札所の調査報告会を開催しています。また、近年、外国人の遍路が増加傾向にあるなど、国内外の多くの方が遍路文化に関心を持っています。一方、魅力を伝える情報発信が十分ではなく、市民をはじめ、様々な主体と連携した保存・活用を行うために、調査成果を発信し、魅力を伝えることが求められています。

● 課題

- ・市民の理解を深めるための情報発信が不十分である
- ・四国遍路の魅力を伝える情報発信が不十分である

③地域が主体となった構成文化財群の保存・活用の推進に関する現状と課題

● 現状

令和4(2022)年度から、まちづくり推進課や愛媛大学、久谷地区まちづくり協議会が中心となる「フィールドミュージアムアカデミー久谷カレッジ」事業として、久谷地区が持つ地域特性や資源について、その歴史や価値を研究・再評価し、有効に活用するための取組が推進されています。一方、遍路文化を保存・活用するための解説板や案内標識などの整備は不十分です。引き続き、地域資源を活かした取組を継続するとともに、遍路文化を保存・活用するための案内板等の整備が必要です。

● 課題

- ・遍路文化を象徴する文化財群の保存・活用につながる地域の取組を継続する必要がある
- ・遍路文化に関する案内板等の整備が不十分である

(3) 本関連文化財群の方針と措置

①方針

方向性 構成文化財群の保存・活用を市民、地域、また関係団体と共に推進する

- 方針1 広域で連携した、四国遍路の継続的な調査の実施
- 方針2 四国遍路の魅力を伝えるための情報発信
- 方針3 地域が主体となった構成文化財群の保存・活用の推進

(2)で確認した課題に対し、取組の方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

②措置

「方針1 広域で連携した、四国遍路の継続的な調査の実施」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
5	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細調査		△		○ (県文)	・国宝重要文化財等保存・活用費補助金 ・県	←R6(2024)~R8(2026)→	
	世界遺産登録に向けて、課題である資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査を実施する。松山市では、札所8カ寺や遍路道の調査に協力する。							
6	四国遍路に関する歴史資料調査		△	○ (四)		・科研費 ・四国遍路研究基金	←毎年→	
	継続的に、四国遍路の歴史や特徴について明らかにするため、札所のほか古刹寺院に残る歴史資料について調査する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

県文：愛媛県まなび推進課、文化財保護課 四：四国遍路・世界の巡礼研究センター ま：まちづくり推進課

「方針2 四国遍路の魅力を伝えるための情報発信」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
44	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	△		○	○(ま)	・市	毎年	
	当該関連文化財群の構成文化財群は市域に広がっているが、特に関連文化財群の核となる四国霊場の札所や遍路宿が集まる久谷地区周辺は、『『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想』において「久谷・砥部サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布や、イベント等を実施する。							
50	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細成果の発信	△	△	△	○(県文)	・県 ・国	R6(2024)~R8(2026)	
措置 5 の取組の札所詳細調査成果について、報告会を開催するなど情報発信する。								

「方針3 地域が主体となった構成文化財群の保存・活用の推進」に関する措置

関連措置番号	事業名	市民・事業者	所有者	団体	行政	主な財源	前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
34	地域の宝みがきのサポート	○	△	○	□ (ま)	・市	← 毎年 →	
	地域の宝と言うべき地域資源を活かした、住民主体の個性的な地域づくりを推進するため、地域の宝の保存、活用、継承等を目的とした解説板や案内標識の設置、アクセス向上のための整備等の事業を対象に、予算の範囲内で、その事業費の一部に補助金の交付を行う。							
61	フィールドミュージアムマップアカデミー久谷カレッジ事業の推進	○		○	○ (ま)	・市	● R6(2024)	
	フィールドミュージアム構想のサブセンターゾーンである久谷地域で、大学生が地域資源を研究、再評価し、地域住民と一体となって、知識の継承や地域資源の利活用を図る。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
県文：愛媛県まなび推進課、文化財保護課 ま：まちづくり推進課

3 文化財保存活用区域：松山城周辺

(1) 概要

慶長5(1600)年、加藤嘉明が^{にゆうほう}入封したことにより立藩した松山藩は、嘉明の転封により蒲生忠知が入封、断絶により松平定行が入封すると、以後は松平家により支配されました。加藤嘉明は松山平野中央の味酒山に松山城を築城、暴れ川であった湯山川(石手川)を南に付け替えることで、平地を確保し、城下町を形成しました。松山藩政期は、都市形成とともに、社寺の整備や俳諧・能など文学芸能の振興、藩校明教館の設置など文教施策が実施され、近代・現代に繋がる松山の歴史文化の礎が形成された時期でもあります。^{むらかた}村方・^{まちかた}町方が育み残したものも含めた松山藩政期の文化財も含め、松山城周辺には多くの文化財が集積しています。また景観計画においても、中心地区景観計画区域として、市役所前榎町通り景観形成重点地区、二番町通景観形成重点地区が位置づけられ、市民ひとりひとりが「お城下」に親しみ、愛着・誇りを感じる魅力ある都市景観の形成を目指しているため、関係課との連携を図りながら、松山城下の文化財の保存・活用をさらに推進するため、文化財保存活用区域として設定します。

[区域図]



(©OpenStreetMap contributors)

[区域内の文化財一覧]

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
1	松山城	国指定文化財	重要文化財	建造物
2	萬翠荘（旧久松家別邸）	国指定文化財	重要文化財	建造物
3	短刀 銘 国弘作	国指定文化財	重要文化財	工芸品
4	太刀銘 助包	国指定文化財	重要文化財	工芸品
5	太刀銘 国行	国指定文化財	重要文化財	工芸品
6	忽那家文書	国指定文化財	重要文化財	古文書
7	松山城跡	国指定文化財	記念物	史跡
8	明教館	県指定文化財	有形文化財	建造物
9	製茶風俗図屏風	県指定文化財	有形文化財	絵画
10	能面・能衣裳・狂言面・葛帯など	県指定文化財	有形文化財	工芸品
11	梵鐘	県指定文化財	有形文化財	工芸品
12	太刀 銘 助國作 金梨地菊桐紋蒔 絵糸巻太刀拵	県指定文化財	有形文化財	工芸品
13	庚申庵	県指定文化財	記念物	史跡
14	足立重信の墓	県指定文化財	記念物	史跡
15	青地林宗の墓	県指定文化財	記念物	史跡
16	菊屋新助の墓	県指定文化財	記念物	史跡
17	子規堂 附 埋髪塔	県指定文化財	記念物	史跡
18	松山城山樹叢	県指定文化財	記念物	天然記念物
19	太閤検地帳	市指定文化財	有形文化財	古文書
20	大島（中島）一円之図	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
21	吉田蔵澤の墓	市指定文化財	記念物	史跡
22	蒲生忠知供養碑	市指定文化財	記念物	史跡
23	いすの木	市指定文化財	記念物	天然記念物
24	にっぽんたちばな	市指定文化財	記念物	天然記念物
25	十六日桜	市指定文化財	記念物	天然記念物
26	十六日桜	市指定文化財	記念物	天然記念物
27	ナンジャモンジャの木	市指定文化財	記念物	天然記念物
28	愛媛県教育会館	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
29	松山地方气象台	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
30	松山城小天守	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
31	松山城南隅櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
32	松山城北隅櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
33	松山城玄関多聞櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
34	松山城玄関	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
35	松山城十間廊下	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
36	松山城多聞櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
37	松山城筋鉄門	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
38	松山城内門	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
39	愛媛県庁本館	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
40	松山城筒井門	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
41	松山城筒井門東続櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
42	松山城筒井門西続櫓	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
43	愚陀佛庵（夏目漱石の寓居）跡	未指定文化財	記念物	史跡

(2) 本文化財保存活用区域の課題

本文化財保存活用区域を活かして、文化財の保存・活用を推進するには、多様な主体との連携のもと、市民・観光客へストーリーの魅力を伝えることが重要ですが、そのためには、下記の①②に示す課題を解決する必要があります。

①景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持に関する現状と課題

● 現状

文化財保存活用区域の核となる松山城について、適切な保護を行いながら、活用するための詳細な調査が不足しています。区域内には、中心地区景観計画区域、市役所前榎町通り景観形成重点地区、二番町通り景観形成重点地区があります。市の中心部にある豊かな緑地、人気の高い観光地であり、多くの文化財が存在しているため、様々なイベント等が行われていますが、適切な保存、修理、整備より、活用が先立つ面が見られます。

● 課題

- ・適切な保護・活用のための十分な調査が実施できていない
- ・松山の歴史文化を象徴する良好な景観を維持する必要がある
- ・調査結果や計画に基づく文化財の保存や整備が必要である

②市民をはじめとした多様な主体との連携による

市民を巻き込んだ文化財の保存・活用に関する現状と課題

● 現状

区域内には多くの文化財が存在し、様々な主体により、保存・活用の取組が行われています。現在実施されている取組の多くは、観光誘客を主目的としたもので、市民を巻き込む取組や、文化財の保存・活用の未来を担う子どもたちの関心を高め、理解を深める取組は多くありません。

● 課題

- ・多くの主体が関係しているが、取組の整理や連携が図られていない
- ・市民を巻き込む取組や情報発信が十分でない

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

方向性 多様な主体との連携のもと、市民・観光客へストーリーの魅力を伝える

●方針1 景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持

●方針2 市民をはじめとした多様な主体との連携による

市民を巻き込んだ文化財の保存・活用

(2)で確認した課題に対し、取組の方向性を掲げ2つの方針により措置を行います。

②措置

「方針1 景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
2	城山公園（堀之内地区）の発掘調査			○	○(街)	・市 ・社会資本整備総合交付金 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	毎年	
	城山公園の堀之内地区の一部（松山城三之丸跡）にあった三之丸御殿の発掘調査を行う。							
15	史跡松山城跡樹木管理計画の推進	△			○(街)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	毎年	
	計画に基づき史跡松山城跡の樹林及び植栽の整備・管理を進める。(令和 3 (2021)年度より継続的に実施)。							
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○(街)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業(愛媛県)	毎年	
	松山城周辺は景観計画において、景観計画区域、景観形成重点地区、眺望保全地区等に位置づけられている。松山城周辺の歴史文化を象徴する良好な景観形成を推進するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
21	松山城建造物の保存修理				○(観)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	毎年	
	重要文化財 松山城をはじめとする文化財建造物と復興建造物について計画的に保存修理を実施する。							
24	城山公園（堀之内地区）の整備	△		△	○(街)	・市 ・社会資本整備総合交付金	毎年	
	城山公園の堀之内地区（松山城三之丸跡・西之丸跡）を対象とした史跡整備を行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
街：市街地整備課 観：観光・国際交流課

「方針2 市民をはじめとした多様な主体との連携による市民を巻き込んだ文化財の保存・活用」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
29	坂の上の雲ミュージアムの管理運営	△		○	○(坂)	・市	← 毎年 →	
	坂の上の雲ミュージアムの維持管理及び運営、「展示機能」、「情報発信機能」、「まちづくり支援機能」を果たすための各種取り組みを行う。また毎年新たなテーマを設けて企画展を開催し、様々な視点から『坂の上の雲』の魅力を紹介する。							
44	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	△		○	○(ま)	・市	← 毎年 →	
	松山城周辺は「『坂の上の雲』 フィールドミュージアム構想」において「松山城周辺センターゾーン」として中核的な位置づけがなされている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成、配布やイベント等を実施する。							
46	松山城の集客促進	△			○(観)	・市	← 毎年 →	
	松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、県内外に向けてプロモーションし、集客を図る。							
62	一草庵の公開活用	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	種田山頭火の終焉の場所である一草庵の維持管理と公開活用を行う。							
63	県指定史跡庚申庵の活用	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	愛媛県指定史跡である庚申庵史跡庭園の管理及び公開活用を行う。							
69	「愚陀佛庵」を活用した教育プログラムの実施	△		△	○(学) (子)	・市	← 毎年 →	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」（子規記念博物館常設展示室内の復元）を活用することで、近代文学発展の歴史や松山の文学的土壌、先人たちの生き方を子ども達に伝える。							
73	松山城の活用	△		○	○(観) (指)	・市	← 毎年 →	
	指定管理者と連携して季節ごとに松山城のイベントを実施し、イベントに合わせて、天守の夜間営業や野原櫓・乾櫓等の重要文化財の特別公開を行う。							
75	愚陀佛庵のあり方についての検討	△			○(ま) (文) (子)	・市	↔ R6(2024)	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」の歴史的文化的価値を活かしたまちづくりや観光振興のあり方を検討し、地域活性化につなげる。							
79	愚陀佛庵の整備と公開活用	△		△	○(こ)	・市 ・新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金	← R7(2025)～R15(2033) →	
	全国に誇れる「文学のまち」として、漱石の松山中学校赴任や愚陀佛庵での子規との 5 2 日間の共同生活から 1 3 0 周年（令和 7 年度）、また、小説『坊っちゃん』発表 1 2 0 周年（令和 8 年度）となる節目を機に愚陀佛庵を再建する。また、整備した愚陀佛庵の活用を通じて、まちの新しい魅力や賑わいの創出、未来を担う子ども達が友情や人とのつながり、出会いの大切さを学ぶことでの松山への誇りや愛着の醸成を図る。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

観：観光・国際交流課 坂：坂の上の雲ミュージアム ま：まちづくり推進課 文：文化財課

こ：文化・ことば課 学：学校教育課 子：子規記念博物館 指：指定管理者

4 文化財保存活用区域：道後温泉周辺

(1) 概要

道後温泉は、『古事記』、『日本書紀』、『伊予国風土記』逸文にも言及される日本最古の温泉の1つで、古代において数々の皇族の来訪譚が残されています。景行天皇と皇后、仲哀天皇と神功皇后のほか、聖徳太子、舒明天皇、斉明天皇、中大兄皇子、大海人皇子が来浴したとされ、聖徳太子は、明媚な風光に感激し、湯の丘に碑を残したと伝わります。また、斉明天皇は舒明天皇と共に伊予温湯宮を訪れた後、白村江の戦いの前に石湯行宮に2か月間滞在しました。また、源氏物語空蟬の巻では「伊予の湯桁歌」を引用し、数が多い様に例えるなど、伊予の湯が慣用句として使われるほど広く親しまれていたことが分かります。

中世には河野氏により近接して湯築城が築かれ保護管理されたほか、近世以降も歴代松山藩主により度々建物等が整備されており、その時々において権力者の庇護を受けながら多くの人々の入浴の用に供され、愛されてきました。古代から松山を代表する要所である道後温泉とその周辺には多くの文化財が集積しています。また、景観計画において「道後温泉本館周辺景観形成重点地区」として位置付けられ、道後温泉本館をはじめとした歴史的景観資源や周囲の豊かな自然景観が醸す雰囲気と調和した風格ある街並みを目指すことが位置づけられているため、関係課との連携を図りながら、道後温泉周辺において、さらに文化財の保存・活用を推進していくために、文化財保存活用区域として設定します。

[区域図]



(©OpenStreetMap contributors)

「区域内の文化財一覧」

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
1	石手寺二王門	国指定文化財	国宝	建造物
2	石手寺本堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
3	石手寺三重塔	国指定文化財	重要文化財	建造物
4	石手寺鐘楼	国指定文化財	重要文化財	建造物
5	石手寺五輪塔	国指定文化財	重要文化財	建造物
6	石手寺訶梨帝母天堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
7	石手寺護摩堂	国指定文化財	重要文化財	建造物
8	伊佐爾波神社	国指定文化財	重要文化財	建造物

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
9	道後温泉本館	国指定文化財	重要文化財	建造物
10	木造金剛力士立像（二王門安置）	国指定文化財	重要文化財	彫刻
11	銅鐘	国指定文化財	重要文化財	工芸品
12	湯築城跡	国指定文化財	記念物	史跡
13	湯釜	県指定文化財	有形文化財	建造物
14	松山神社社殿	県指定文化財	有形文化財	建造物
15	絹本及び毛髪地著色仏涅槃図	県指定文化財	有形文化財	絵画
16	木造不動明王及び二童子立像	県指定文化財	有形文化財	彫刻
17	木造天人面	県指定文化財	有形文化財	彫刻
18	木造獅子頭	県指定文化財	有形文化財	彫刻
19	木造菩薩面	県指定文化財	有形文化財	彫刻
20	大壇	県指定文化財	有形文化財	工芸品
21	礼盤	県指定文化財	有形文化財	工芸品
22	銅三鈷鈴	県指定文化財	有形文化財	工芸品
23	伊佐爾波神社算額	県指定文化財	民俗文化財	有形民俗文化財
24	一遍上人の誕生地	県指定文化財	記念物	史跡
25	松平定行の霊廟	県指定文化財	記念物	史跡
26	松平定政の霊廟	県指定文化財	記念物	史跡
27	道後温泉絵図	市指定文化財	有形文化財	絵画
28	子規画「玩具帖」	市指定文化財	有形文化財	絵画
29	掛仏	市指定文化財	有形文化財	工芸品
30	鑄鉄燈籠基台	市指定文化財	有形文化財	工芸品
31	石手寺古文書	市指定文化財	有形文化財	古文書
32	池之内古文書	市指定文化財	有形文化財	古文書
33	石剣	市指定文化財	有形文化財	考古資料
34	石手寺制札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
35	石手寺二王門棟札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
36	石手寺訶梨帝母天堂棟札	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
37	湯釜修理附属出土品	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
38	子規選句稿「なじみ集」	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
39	子規歌稿「竹乃里歌」	市指定文化財	有形文化財	歴史資料
40	石手寺古墳第1号・第2号	市指定文化財	記念物	史跡
41	浅山勿斎の墓	市指定文化財	記念物	史跡
42	みかえりの桜	市指定文化財	記念物	天然記念物
43	水口酒造店舗兼主屋	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
44	久保家住宅主屋	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
45	久保家住宅離れ	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
46	久保家住宅待合	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
47	久保家住宅表門及び塀	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
48	久保家住宅仕切門及び塀	国登録文化財	登録有形文化財	建造物

(2) 本文化財保存活用区域の課題

本文化財保存活用区域を活かして、文化財の保存・活用を推進するには、道後温泉本館を核とした区域一体のつながりを活かした保存・活用の推進が重要ですが、そのためには、下記の①②に示す課題を解決する必要があります。

①景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持に関する現状と課題

● 現状

区域内には、道後温泉本館周辺景観形成重点地区や国史跡の湯築城跡があります。

古代から松山を代表する温泉地であり、正岡子規を顕彰する子規記念博物館や国宝や重要文化財を擁する石手寺などが所在し、多くの文化財が存在する区域でもあります。

● 課題

- ・道後温泉や湯築城をはじめとする多くの文化財が集積する地区にふさわしい風格ある街並みが求められる

②道後温泉本館周辺にある文化財とのつながりを生かした情報発信に関する現状と課題

● 現状

道後温泉本館保存修理工事が令和6(2024)年度に終了する予定です。また、この工事を機に様々な歴史資料が見つかっています。「(7)神話の時代から人々を魅了する道後温泉」のストーリー以外のストーリーに関係する文化財も多く存在し、それらのストーリーを活かすことによる効果的な情報発信が期待されます。

● 課題

- ・関連する文化財とのつながりを生かした情報発信や仕掛けづくりが十分に行えていない

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

方向性 道後温泉本館を核とした区域一体のつながりを活かした保存・活用の推進

●方針1 景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持

●方針2 道後温泉本館周辺にある文化財とのつながりを生かした情報発信

(2)で確認した課題に対し、取組の方向性を掲げ2つの方針により措置を行います。

②措置

「方針1 景観計画と連動した文化財を取り巻く環境の維持」に関する措置

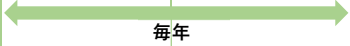
関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○ (街)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業(愛媛県)	← 毎年 →	
	当該区域の一部は、道後温泉本館周辺景観形成重点地区として位置付けられている。道後温泉本館をはじめとした歴史的景観資源や周囲の豊かな自然景観が醸す雰囲気 に調和した、全国有数の温泉観光地として風格ある街並みを形成するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
25	道後公園(史跡湯築城跡)の整備				○ (県都)	・県 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	湯築城跡の本質的価値を後世に継承していくため、「道後公園(史跡湯築城跡)整備基本計画」に基づき、史跡の適切な保存管理や有効活用に必要な公園整備等を行う。							

「方針2 道後温泉本館周辺にある文化財とのつながりを生かした情報発信」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6 ～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
30	子規記念博物館の管理運営	△		○	○ (子)	・市 ・教育文化施設資料購入基金	← 毎年 →	
	常設展やテーマを決めて実施する特別企画展や特別展のほか、子規や俳句等に関するイベントや講座を開催することで、子規を顕彰しその業績を後世に伝える。また、子規に関係する重要な資料を収集し、その調査結果を展示等で発表することで、子規研究を更に発展させる。							
44	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	△		○	○ (ま)	・市	← 毎年 →	
	当該区域は「『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想」において「道後温泉サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布やイベント等を実施する。							
47	デジタル・アーカイブの推進	△			○ (子)	・市	← 毎年 →	
	市指定文化財（なじみ集・竹乃里歌）をはじめとする子規直筆資料等をデジタル・アーカイブ化してインターネットで公開する（令和 3 (2021) 年度より継続的に実施）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 街：市街地整備課 県都：愛媛県都市整備課
 子：子規記念博物館 ま：まちづくり推進課

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
74	道後温泉本館の活用	△		○	○ (道)	・市		
	指定管理者と連携して道後温泉本館と関連施設、原泉の運営と維持管理を行う。また、道後温泉地域の活性化と誘客を目的としたイベントを実施する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
道：道後温泉事務所

5 文化財保存活用区域：三津浜地区

(1) 概要

穏やかな波とその地理的条件により、瀬戸内海は、古来より、畿内と北九州、大陸を結ぶ大動脈としての役割を果たしてきました。平安時代末頃には河野氏と忽那氏が水軍として力を持ちはじめ、中世を通して、松山とその交通路を支配下に置いて発展を遂げ、近世には松山城を築いた加藤嘉明が三津浜を開発、参勤交代の御用船の基地となるなど、物資が集積する松山の外港として発展しました。三津浜は、近代以降も港湾都市として旧松山城下を凌ぐほどの繁栄を極めます。三津浜地区にはこのような、瀬戸内海の往来が生んだくらしと文化に関連する文化財が集積しています。

近年、三津浜地区では、街並みを地域で保存していけるように、地域内で協力しながら、保存を進めていく動きが進んでいるほか、地域外の方との連携による歴史文化の保存・活用の動きがあります。また、建造物を文化財として保存したいという所有者からの要望も増えています。

景観計画においては、「三津浜地区景観形成区域」として位置付けられ、古民家等が残る街並みや港町を感じる海や港湾資源が形成する風情ある街並みを保全しながら、生活景観と融合した景観形成を行うことが目指されています。

このように、特に多くの文化財が集積し、積極的な保存・活用を目指す動きが活発化していることから、三津浜地区周辺での文化財の保存・活用を図るため、文化財保存活用区域として設定します。

[区域図]

【全域図】



(©OpenStreetMap contributors)



(©OpenStreetMap contributors)

[区域内の文化財一覧]

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
1	伊予源之丞人形頭衣装道具一式	県指定文化財	民俗文化財	有形民俗文化財
2	伊予源之丞	県指定文化財	民俗文化財	無形民俗文化財
3	石崎汽船本社	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
4	森家住宅主屋	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
5	木村家住宅主屋	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
6	木村家住宅土蔵	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
7	木村家住宅離れ	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
8	木村家住宅風呂	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
9	旧鈴木家住宅主屋	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
10	旧鈴木家住宅離れ	国登録文化財	登録有形文化財	建造物
11	三津港波止場	未指定文化財	有形文化財	建造物
12	白楊会館	未指定文化財	有形文化財	建造物
13	濱田医院	未指定文化財	有形文化財	建造物

No.	文化財名称	指定等	類型	種類
14	梶原家（旧近藤家隠居屋）	未指定文化財	有形文化財	建造物
15	林家	未指定文化財	有形文化財	建造物
16	寺尾商店	未指定文化財	有形文化財	建造物
17	高橋家	未指定文化財	有形文化財	建造物
18	愛媛塩元売捌（株）（宮崎家）倉庫	未指定文化財	有形文化財	建造物
19	藤内家	未指定文化財	有形文化財	建造物
20	西野家	未指定文化財	有形文化財	建造物
21	山本船具店	未指定文化財	有形文化財	建造物
22	岡田家	未指定文化財	有形文化財	建造物
23	山谷家	未指定文化財	有形文化財	建造物
24	現田川家（元白方家）	未指定文化財	有形文化財	建造物
25	河野家	未指定文化財	有形文化財	建造物
26	中村商店	未指定文化財	有形文化財	建造物
27	元石川医院	未指定文化財	有形文化財	建造物
28	近藤分家	未指定文化財	有形文化財	建造物
29	近藤本家	未指定文化財	有形文化財	建造物
30	遠藤醸造	未指定文化財	有形文化財	建造物
31	大上家	未指定文化財	有形文化財	建造物
32	山谷運送店社屋(株式会社山谷)	未指定文化財	有形文化財	建造物
33	虎舞	未指定文化財	民俗文化財	無形民俗文化財
34	三津の渡し（三津側）	未指定文化財	記念物	史跡
35	三津の渡し（港山側）	未指定文化財	記念物	史跡
36	湊山（港山）城跡	未指定文化財	記念物	史跡

（２）本文化財保存活用区域の課題

本文化財保存活用区域を活かして、文化財の保存・活用を推進するには、三津浜の街並みを地域と共に活かしながらか守ることが重要ですが、そのためには、下記の①～③に示す課題を解決する必要があります。

①指定・登録のための詳細調査の実施に関する現状と課題

● 現状

近世以降の建造物について、地域住民より、指定・登録への要望が増加しています。

● 課題

- ・ 指定・登録を見据えた詳細調査が不足している

②所有者の支援による街並みの保全に関する現状と課題

● 現状

各家には貴重な古文書等の文化財が眠っていると思われますが、建替えや代替わりに伴って、滅失する可能性があります。区域内には三津浜地区景観計画区域がありますが、高齢化や資金不足などを理由に街並みを構成する貴重な建造物が喪失の危機にあります。

● 課題

- ・ 所有者が気軽に相談できる窓口がない

・資料の調査や保管、建造物の維持管理を行うための仕組みや体制が不足している

③三津浜のストーリーの魅力の発信に関する現状と課題

● 現状

区域内には、「(9)瀬戸内海の往来が生んだくらしと文化」のストーリーを伝える古民家等が残る街並みや港町の風情がある街並みが現在も保全されており、これらを積極的に保存・活用する動きが見られます。

● 課題

・地区に残る文化財の価値と魅力を発信するための取組がより一層求められている

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

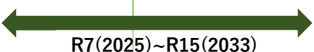
方向性 三津浜の街並みを地域と共に活かしながら守る

- 方針1 指定・登録のための詳細調査の実施
- 方針2 所有者の支援による街並みの保全
- 方針3 三津浜のストーリーの魅力の発信

(2)で確認した課題に対し、取組の方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

②措置

「方針1 指定・登録のための詳細調査の実施」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6 ～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
7	建造物の詳細調査	△	○	△	○(文)	・市 ・国宝重要文化財等 保存・活用事業費補助金		
三津浜地区では、地区内に残る古民家等の建造物所有者から指定・登録の要望が急増していることから、新規市指定候補及び新規国登録候補建造物の来歴調査・図面作成などの詳細調査を行う。								

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課

「方針2 所有者の支援による街並みの保全」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○ (街)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業（愛媛県）		
	当該区域には景観計画区域として指定される三津浜地区が含まれている。三津浜地区の街並みの特性をふまえ、レトロで歴史ある街並み景観を核として保全しつつも、地区の人々の風情ある生活景観と融合した景観形成を推進するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
19	文化財所有者を支える仕組みづくり		○	○	□	・市		
	文化財所有者の相談窓口の創設、所有者の維持管理を支える仕組みづくり（公民館やまちづくり協議会との連携）、保存に関するマニュアルの作成などを行う。							

「方針3 三津浜のストーリーの魅力の発信」に関する措置

関連措置番号	事業名	取組主体				主な財源	取組年度	
		市民・事業者	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
44	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	△		○	○ (ま)	・市		
	当該区域は「『坂の上の雲』 フィールドミュージアム構想」において「三津浜・梅津寺サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布やイベント等を実施する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
街：市街地整備課 ま：まちづくり推進課